

県南広域振興局長告示第45号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成22年県南広域振興局長告示第195号）で告示した藤沢町千松ダム特定猟具使用禁止区域、藤沢町金越沢ダム特定猟具使用禁止区域及び藤沢町相川ダム特定猟具使用禁止区域の区域の表示を次のとおり変更した。

平成28年4月1日

県南広域振興局長 堀 江 淳

- 1 変更後の藤沢町千松ダム特定猟具使用禁止区域の区域の表示 一関市地内の市道大穴沢線と千松ダム堤体との交点を起点とし、起点から市道大穴沢線を北西に進み市道蜂ノ沢1号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み更に南に進み千松ダム堤体との交点に至り、同点から同ダム堤体を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 2 変更後の藤沢町金越沢ダム特定猟具使用禁止区域の区域の表示 一関市地内の一般県道藤沢津谷川線と市道栗沢1号線との交点を起点とし、起点から一般県道藤沢津谷川線を東に進み市道安道線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み林道大峰山線との交点に至り、同点から同林道を南西に進み市道金越沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道栗沢1号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 変更後の藤沢町相川ダム特定猟具使用禁止区域の区域の表示 一関市地内の市道日向線と市道相川右岸線との交点を起点とし、起点から市道日向線を南東に進み市道相川左岸線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道相川線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み相川ダム左岸管理用道路との交点に至り、同点から同管理用道路を南西に進み相川ダム堤体との交点に至り、同点から同ダム堤体を北西に進み相川ダム右岸管理用道路との交点に至り、同点から同管理用道路を北に進み市道相川右岸線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域